

犬山市立東部中学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」という定義のもと解釈していく。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめに関する基本姿勢

いじめは、「いつでも、どこでも起こりうること」との認識をもち、全生徒・全職員が自らの問題として切実に受け止め、学校全体で組織的に取り組んでいく。いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、よりよい人間関係を築きながら、いきいきとした学校生活を送れるようにしていく。また、いじめを含め、児童生徒のさまざまな問題行動等が起こってしまったときの対応については、早期発見・早期対応を前提とし、保護者や関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく。

(3) 育てたい生徒の力や教師の役割

人と人とのつながりを大切にし、互いに認め合い、高め合える人間関係づくりを基本に学級づくり、学校づくりを進める。

第1学年では、学校生活の約束事に関する基礎・基本事項を教え、実践させることを指導の基本とし、生徒との信頼関係の基盤をつくる。・・・〈他律〉

第2学年では、生徒一人一人との信頼関係をさらに深め、生徒個々に目標を持たせ、自ら考えて行動できるような指導を行う。・・・〈自律〉

第3学年では、生徒との信頼関係を基盤に、生徒が自力で自分の道を開拓できるように支援を行う。また、学校のリーダーとして下級生の模範となる行いをするよう心がけ、実践できるような支援、激励をする。・・・〈自立〉

2 いじめ防止対策組織

○いじめ・不登校対策委員会・・・校長・主任会・生徒指導部・SC（第1回のみ全職員）

いじめの実態やいじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えをより多くの教職員の目で観察するとともに、特定の教職員で抱え込むことのないよう、全職員で共通理解を図り、学校全体で対応していく。年間3回（5月、10月、1月）開催。

○生徒指導部会・・・生徒指導部

週に1回、各学年の生徒指導部で集まり、情報交換を行う。学年の様子を話し合い、対策を考えていき、いじめの未然防止を図る。また、知り得た情報の共有に努める。

○主任会・・・教頭・教務主任・校務主任・学年主任

週に1回、情報を共有する時間を設ける。学年主任から、各学年の抱えている問題点・現状を出し合い、早期解決の方策を考える。

※重大な事態が発生した場合やその予兆がある場合、必要に応じて、夕礼などで、全職員の情報共有を行い、学校全体で早期対応に努める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、高め合っていく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感や学級や学校の生活の場での居場所や存在感を育む。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ Q-Uアンケートを年2回（6月・11月）実施し、生徒の意欲や満足感、及び学級集団の状態、学級集団と生徒個人との関係、学級集団における所属意識を把握する。また、いじめの発生・深刻化の予防や、いじめ被害にあっていない生徒の発見にも活用する。さらに、結果を基にした研修会を開き、学校全体でよりよい学級づくりについて全職員で考える機会とする。
- オ 犬山市全体で行われている「犬山子ども人権宣言」を元に、「東中人権宣言」を策定した（平成26年）。道徳科の授業等を通して、全校で人権を守るために必要なことは何か考える実践を行う。

— 犬山子ども人権宣言 —

「笑顔」への誓い

一人一人の良さを認め合い、関わって生きる私たちには一人です。できることには限りがあります。しかし、仲間という大きな輪を創り、誰かが困っているときに、仲間と解決しようとする努力することができます。そして、仲間がいるから自然と「笑顔」が生まれるのです。

未来を担う私たちは、そんな仲間を大切に、一人一人が夢を抱き、明るい未来を創ってまいります。

あ い

〜 四つの「あい」で広がる笑顔 〜

- 一、関わりあい
人はみな平等です。私は爽やかな挨拶を心がけ、誰とでも分け隔てなく、関わり合います。
- 一、認めあい
みんながいるから自分があります。私は、互いの個性を認め合い、一人一人の考えを尊重しながら生活します。
- 一、分かちあい
みんなと自分の心は繋がっています。私は仲間と同じ時を共有し、喜びも悲しみも共に分かち合いながら生活します。
- 一、助けあい
人は一人では生きていきません。私は思いやりの心で、人を助けられる優しさをもち、困っている人へ手を差し伸べます。

私たちは、この善悪を正しく判断し、正しいことは正しいと言える強さを持ちます。そして、一人一人が未来への希望を持ち、毎日笑顔で生活できるように、自ら行動することを誓います。

平成二十六年十二月四日

犬山市中学生人権宣言作成委員会
 犬山中学校生徒自治会
 城東中学校生徒会
 南郷中学校生徒会
 東部中学校生徒会



(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教育相談を年3回（5月・9月・1月）実施し、生徒の小さなサインを見逃さないようにする。
- イ 教師と生徒の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境をつくる。
- ウ スクールカウンセラーやいじめ相談電話をはじめとした外部の相談機関等を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら校長の指導のもと「生徒指導部会」と学年が連携を取りながら、組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で対応する。保護者の理解を得て、事後の指導を連携して行う。
- エ 「いじめ・不登校対策委員会」で教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーなどの専門家や警察・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた生徒へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない生徒づくりを行う。
- カ ネット上のいじめの対応については、保護者との連携・理解を十分に進めた上で、必要に応じて、警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

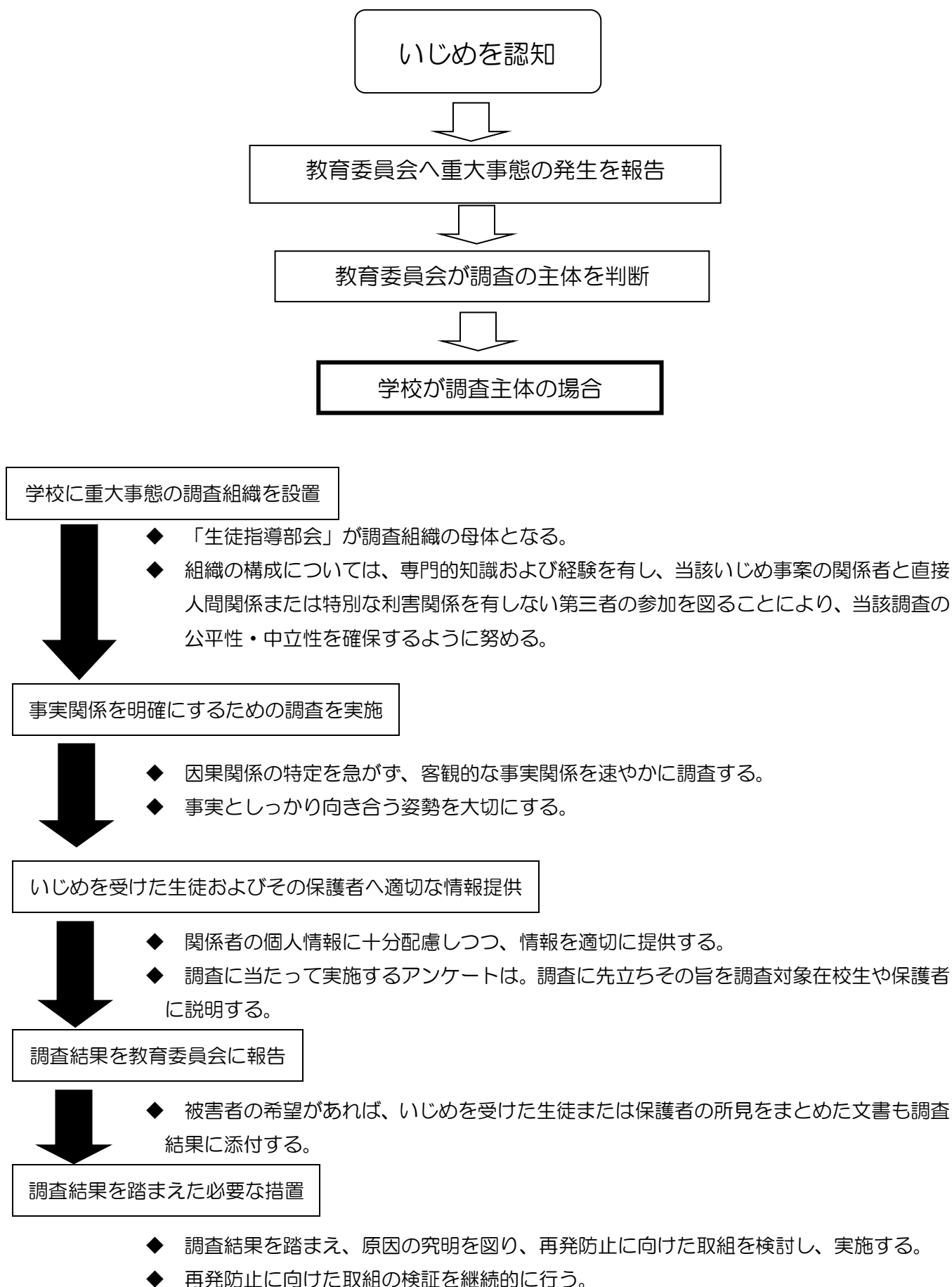
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員・保護者への学校評価アンケートを年に2回（9月、1月）実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 毎月、市教育委員会にいじめの認知件数を報告する。

6 その他

- (1) いじめ防止や生徒指導、人間関係づくりに関する校内研修を年2回実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 教育相談アンケート及びQ-Uアンケートの結果を保存し、年度をさかのぼって個の実態の把握ができるようにする。

重大事態の対応フロー図



【いじめ防止の取組 年間計画】

		職員	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容確認	○相談室やSCを生徒、保護者への周知する ○学級開き、学年開き ○健康ひろば(1年)	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○心のアンケート	○授業公開
5月		○第1回いじめ・不登校対策委員会	○マナー講座(2年) ○校外学習(1・2年) ○修学旅行(3年) ○宿泊学習(2年)	○教育相談	○授業公開、部活動参観 ○東小コミュニティー クリーンキャンペーン ○親子あいさつ運動
6月		○現職教育(Q-Uアンケート)	○健康ひろば(2年) ○Q-Uアンケート ○管内選手激励会	○保護者会	○保護者会
7月	C ↓ A				
8月			○(石上げ祭) ○犬山市福祉体験学習		
9月			○体育大会	○心のアンケート ○教育相談	○学校評価アンケート ○親子あいさつ運動
10月	P ↓ D	○第2回いじめ・不登校対策委員会	○心肺蘇生法・AED実習(2年)		
11月			○薬物乱用防止教室 ○東中文化祭 ○職場体験(2年) ○校外学習(1・3年) ○Q-Uアンケート	○教育相談 ○保護者会	○授業公開 ○保護者会
12月			○人権週間 ○健康ひろば(3年)		
1月	C ↓ A	○校務分掌反省会 ○第3回いじめ・不登校対策委員会		○心のアンケート	○学校評価アンケート
2月					
3月			○学活「生命誕生のすばらしさ」(1年)		
通年	P ↓ P	○いじめの情報収集 毎回認知件数を市教育委員会に報告する ○生徒指導部会 ○主任会	○校長講話 ○道徳	○健康観察 ○SC相談	○ホームページ ○PTA役員会